

鴻池善右衛門家の大正期の家規則(1)

著者	廣山 謙介
雑誌名	甲南経営研究
巻	34
号	2
ページ	27-40
発行年	1993-09-20
URL	http://doi.org/10.14990/00004233

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (1)

廣 山 謙 介

はじめに

鴻池善右衛門家の家機構や家憲についてはこれまでに多くの研究が蓄積されている。⁽¹⁾本稿で取り扱うのはこのたび発見された大正期の鴻池家家憲(草案)・家務規則(草案)であり、それらの紹介と以前の家憲との関連、大正期における家制度の変化について考察する。

享保8年(1723)正月、鴻池善右衛門家では家産の管理と家政の運営の規範とするため「家定記録覚」という家訓が制定された。これは同家の江戸時代における経営の転換期に本家家業の繁栄と家産の維持を目的として、三代当主であった鴻池善右衛門宗利によって制定されたものである。これによって同家経営は江戸時代を通じて両替業務と大名貸しに専門化することが方向づけられた。

明治維新に際して、銀目廃止や旧藩債処分などがおこなわれ、旧来の両替商経営はあらたな展開を必要とされるに至った。鴻池家は大阪第十三国立銀行の経営を中心に事業経営に参画することになった。この過程では新たな経営環境に対応した所有と経営を求めて、旧来の分・別家制度の解体再編の方

(1) 鴻池に関する研究文献については宮本又次編『大阪の研究』第四巻付録「鴻池家研究文献目録」に詳しい。なお明治以降の鴻池の研究に関しては安岡重明『財閥形成史の研究』、宮本又郎・廣山謙介「明治後期～昭和初期鴻池における多角化挫折と專業志向」『経営史学』第15巻第1号、などを参照されたい。

向も模索された。

明治12年に第十三国立銀行の株主に旧来の別家を取り立てることによって別家制度を廃止することが企てられたが、それは実質的には失敗に終わった⁽²⁾。さらに明治17年から鴻池家顧問となった土居通夫が分家・別家の整理を再度計画したが、これもまた微温的に過ぎ、所有と経営の分化、雇用慣行の近代化という点からは実効があがらなかった。明治22年(1889)3月には土居通夫の指導の下で新たに「鴻池家憲法」が制定され、時代の変化に対応した家産および家政の管理が模索された⁽³⁾。この家憲では「家訓・家範のみに頼る」従来の慣習は適当でないとの判断が示され、同家の家政・家産の管理機構などに対しても明文化された制度のもとでの整備が計画された。しかし老分制度を江戸時代的な形態のまま残すという内容も含まれており、近代化への対応の限界も存在した。

明治22年家憲は家主が家産を恣意的に処分することを禁止した。一方、支配人の上席にあるもの三名(時に一名を増員可)からなる老分が家産の管理および一家に関する内外の事務の総括を担任すると規程され、実質的な家産管理は別家筆頭格の数名によって行われることが家憲の上でも認められていた。すなわち、家産に関する家と同族の分離は理論的には確保されていたが、これは近代化過程に対応した家と同族の分離ではなく、むしろ、江戸時代的な同族経営の継承であった。この家憲の施行の後、鴻池善右衛門家にとって最大の経営企業であった第十三国立銀行は国立銀行制度の廃止とともに明治30年に個人経営の鴻池銀行に継承された。これと同時に家憲も改正が企画され、明治民法の施行を契機に新たな動きが生じた。

(2) 安岡前掲書、172頁以下。

(3) 明治22年の家憲および明治32年の家憲についてはその全文を条文ごとに比較して拙稿「明治後期・大正期における鴻池家の企業者活動 1)」、『大阪大学経済学』第29巻1号に掲載している。以下の各家憲に関する記述についての詳細な条文等は前掲拙稿を参照していただきたい。

明治31年12月1日、新たな「鴻池家憲法」が制定され、翌32年1月から施行された。これには、明治22年の家憲にはない特色として、「家政会」と呼ばれた鴻池善右衛門家最高意志決定機関の設置が規定されていた。これは戸主の2親等以内の血族親である男子、同1親等以内の姻族親である男子、同姓（鴻池姓を名乗る家）の男戸主、分家の男戸主、顧問および老分から構成されると規定され、顧問および老分の選任については家政会の協賛を経て戸主が選任すると定められ、家主権の強化がはかられていた。なおここでも明治22年家憲と同様に、老分が財産管理・応接・商工業の施行をおこなうと規定されていたが、その選任過程の変化および、5名以下で構成された老分が単独ではなくその過半数による同意に基づいて職務執行をおこなうと明文化された点に家と同族との間の関係の変化があらわれている。

明治32年1月15日、家政改革の発令とともに新家憲が施行された。これは姻族であった三井家の家政改革を指導していた井上馨の推薦した人物を鴻池善右衛門家が受け入れることをともなった。元外交官島村久が同年12月29日に鴻池銀行理事に登用され、彼のもとで鴻池本家と旧来の分・別家との関係が再度見直された。別家39家に対して従前の関係を清算すべく手当金が支払われ、分・別家子弟を多く含む本店店員・鴻池銀行行員の人員整理もおこなわれた。なお、この分・別家整理の方針・方向は明治22年の家憲の中に散在してみられた別家や別宅などの名称が明治31年末には検討を完了し起案されていた明治32年施行の家憲の中からは消えていることでも確認される。

明治33年12月1日には、分家（新たな制度での分家であり、当主は善右衛門実弟）が経営していた和泉町銀行が鴻池銀行に吸収され、鴻池銀行は資本金200万円の合名会社となった。翌34年には鴻池新田の小作制度の改正がおこなわれた。さらに36年には井上馨監督のもとで再度の家政改革が企てられ、再び井上が推薦した原田二郎が鴻池家副監督として鴻池の経営にあたることになった。

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (1) (廣山謙介)

明治44年(1911)8月25日、善右衛門幸方は男爵に授爵された。本稿で紹介する家憲(草案)はこれに際して明治32年家憲の抜本的改訂が検討され、大正末にいたってその実現がみられたものである。

明治19年(1886)4月29日に勅令によって家族世襲財産法が華族の身分・財産を確定するために制定されていたが、明治40年(1907)に至って華族令が改正され、華族制度、華族の定義、家督相続と爵位の相続との関係などが明確にされた。このような日本の華族制度の完成過程の中で、明治末に三井家、住友家、藤田家などとともに新たに華族に列せられた鴻池善右衛門家にとっては、旧来の家制度を整備し新たな華族としての体裁をも備えた家制度が必要とされた。本家憲草案には施行の年月が欠けているが、昭和初期の鴻池家政改革の実施過程を検討すると、この草案が成案として昭和初期の鴻池善右衛門家家政のなかにおいて効力を持っていたことが確認される。その点を含めて考えると、この草案が審議の上で制定されたのは大正14年(1925)中であつたと推定される。また、草案全文の法令改正云々は、大正5年(1916)9月20日の華族世襲財産法改正を指すものと理解される。まずこの家憲(草案)全文を掲げよう(史料Ⅰ)。

I 鴻池家の大正期の家憲

史料Ⅰ 鴻池家家憲(草案)

「我家憲法ノ制定セラレテヨリ以降此ニ二十数年世運ノ推移ト家道ノ隆興トハ往々法ノ実情ニ適合セサルモノアルヲ致ス矧ヤ國家法令ノ改更セラレンモノアルニ於テヤ茲ニ鴻池家憲法第三十四条ノ規定ニ本キ議ニ付シテ改定シ以テ闔族ニ視シ後昆ヲシテ遵守スル所ヲ知ラシム

大正十四年 月 日

第十二代家主

従四位勲三等男爵鴻池善右衛門幸方

鴻池家憲法

- 第一章 総則
- 第二章 家主
- 第三章 家督相続
- 第四章 家族
- 第五章 親権者後見人後見監督人及保佐人
- 第六章 婚姻養子縁組及分家
- 第七章 墳墓
- 第八章 財務
- 第九章 評議員会
- 第十章 家職
- 補則

鴻池家家憲

第一章 総則

- 第一条 朝恩ノ渥キヲ念ヒ祖宗ノ遺訓ニ遵ヒ忠孝ノ大儀ヲ重ンシ 皇室ノ藩屏トシテ家声ヲ失墜スルコトナク國ノ□望ヲ空ウセサラムコトヲ期スヘシ
- 第二条 家産ハ一ニ祖宗ノ惠澤ニ出ツ故ニ励精業ニ服シ勤儉産ヲ治メ華ヲ去リ実ニ就キ益々其ノ基礎ヲ鞏固ニシ以テ之ヲ永世ニ傳ヘ家門ノ繁栄ヲ図ルヘシ
- 第三条 子弟ノ教養ヲ懈ラス常ニ品性ヲ陶冶シ智徳ヲ涵養シ克ク其ノ□フ所ヲ□ラス國家有用ノ才ヲ育成スルコトヲ努ムヘシ
- 第四条 祖宗ノ法會ヲ嚴修シ大孝ヲ昭ニスヘシ
- 第五条 長幼ノ序竝男女ノ別ヲ正シクスヘシ
- 第六条 家族親族及宗族ノ和親ヲ保チ當家ニ縁故アル者ニ對シテハ永遠ニ其

ノ旧誼ヲ忘ルヘカラス

第二章 家主

第七條 家主ハ此ノ家憲ノ定ムル所ニ從ヒ家政ヲ統理ス

第八條 家主ハ疾病旅行其ノ他ノ事由ニ因リ一時自ラ全部又ハ一部ノ家政ヲ執ルコト能ハサルトキハ評議員會ノ協賛ク經テ家族親族又ハ其ノ他ノ者一名ニ其ノ代理ヲ囑託スルコトヲ得

第九條 家主ハ疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタル場合ノ外隠居ヲ為スコトヲ得ス

第十條 家主ハ評議員會ノ協賛ヲ經ルニ非サレハ第十八條第一項各号ノ行為ヲ為スコトヲ得ス

第十一條 家主ニ付禁治産又ハ準禁治産ノ宣告若ハ其ノ取消ノ請求ヲ為サムトスルトキハ評議員會ノ協賛ヲ經且親族及宗族ニ協賛スヘシ

第十二條 家主ハ此ノ家憲ニ反スル遺言ヲ為スコトヲ得ス

第三章 家督相続

第十三條 家督相続ハ法定ノ順位ニ依リ男子ヲシテ繼承セシムヘシ

第十四條 家督相続人タル男子在ラサルトキハ家主ハ他家ノ男子ヲ養子トナスコトヲ得

但、家ニ家主ノ実女子在ルトキハ婿養子縁組ヲ為スコトヲ要ス

家ニ家督相続人タル子ナキ場合ニハ家主ハ家督相続人ヲ指定スルコトヲ得

本條第一項第二項ニ依リ養子ノ選定ヲ為シ又家督相続人ヲ指定スル場合ニハ華族會第十九條ノ規定ノ範圍ニ從ヒ且子メ評議員會及親族會ノ評議ニ付シ其同意ヲ得ルコトヲ要ス民法ノ規定ニ依リ家督相続人ノ選定ヲ為スヘキ場合モ亦同シ

第十五條 家主法定ノ推定家督相続人ヲ廃除シ又ハ其ノ取消ノ請求ヲ為サムトスルトキハ評議員會ノ協賛ヲ經且親族及宗族ニ協賛スヘシ

第十六条 家督相続ヲ為シタルトキハ速ニ祖宗ノ廟靈ニ申告スヘシ

第四章 家族

第十七条 家族ハ家主ヲ尊重シ其ノ命令ニ服従スヘシ

第十八条 家族ハ左ノ事項ニ付テハ家主ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 婚姻, 養子縁組, 分家, 廃絶家再興, 他家相続ヲ為シ又ハ他家ノ家族トナルトキ
 - 二 中等学校以上ノ学校ニ修学スルコト
 - 三 住所居所ヲ定ムルコト
 - 四 海外旅行ヲ為スコト
 - 五 公私ノ職務ニ就クコト
 - 六 営業ヲ為シ營利ヲ目的トスル会社又ハ組合ノ社員株主若ハ組合員ト為ルコト
 - 七 不動産又ハ重要ナル動産ニ関スル権利ノ得喪ヲ目的トスル法律行為ヲ為スコト
 - 八 金銭物件ノ貸借又ハ保証ヲ為スコト
 - 九 訴訟行為ヲ為スコト
 - 一〇 前各号ノ外有価証券ノ売買及重要ナル権利ノ得喪ヲ目的トスル行為及義務ヲ負担スヘキ行為ヲ為スコト
 - 一一 贈与又ハ寄付行為ヲナスコト
- 家主ハ評議員會ノ協賛ヲ経ルニ非サレハ前各号ノ行為ヲ認可スルコトヲ得ス

第十九条 第十一条ノ規定ハ家族ニ付之ヲ準用ス

第二十条 家族家主ノ官令ニ背キ家憲ニ違反シ其他不當ノ行為アルトキハ家主ハ評議員會ノ協賛ヲ経テ適當ノ懲戒ヲ行フ

第五章 親権者後見人後見監督人及保佐人

第二十一条 家主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ親権者又ハ後見人

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (1) (廣山謙介)

ハ家主ニ代リ此ノ家憲ニ於テ家主ニ属スル權利ヲ行フ、家主カ準禁治産者ナルトキハ其ノ保佐人ハ此ノ家憲ノ執行ニ付家主ヲ輔佐ス

第二十二條 法令ノ規定ニ依リ家主ニ後見人後見監督人又ハ保佐人ヲ選定スヘキ場合ニ於テ其ノ指定又ハ選定ハ評議員會ノ協賛ヲ經且親族及宗族ニ協議スヘシ

前項ノ指定又ハ選定ハ左ノ順序ニ從フコトヲ要ス

- 一 華族タル親族中ノ男子
- 二 宗族中ノ男子
- 三 華族ニ非サル親族中ノ男子
- 四 姻族中ノ男子
- 五 当家ニ特別ノ縁故アル男子

正當ノ事由アル場合ニ限り評議員會ノ協賛ヲ經テ前各号ノ順序ニ依ラサルコトヲ得

第二十三條 家族ノ後見人後見監督人又ハ保佐人ノ指定若ハ選任ヲ為ス場合ニ於テハ評議員會ノ協賛ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 婚姻養子縁組離婚及分家

第二十四條 家主及家督相続人ノ配偶者ハ華族中ヨリ選定スヘシ

但シ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ華族以外ノ良家ニ就テ選定スルコトヲ得

前項ノ配偶者ヲ決定スルニハ評議員會ノ協賛ヲ經且親族及宗族ニ協議スヘシ

第二十五條 家主家族ノ婚姻養子縁組離婚離縁分家廃絶絶家再興他家相続又ハ他家ノ家族トナルコトニ付同意ヲナサムトスルトキハ評議員會ノ協賛ヲ經且親族及宗族ニ協議スヘシ家ニ入ル者ノ入籍ニ同意ヲ為サムトスルトキ亦同シ

第七章 墳墓

第二十六条 祖先及累代ノ墳墓ハ之ヲ永遠ニ保存シ荒廃セシムヘカラス

第二十七条 墓地ハ大阪市東区西高津中寺町顕孝庵北域内トス但シ家族ノ墓地ハ便宜ニ従ヒ他ニ之ヲ設クルコトヲ得

第八章 財務

第二十八条 財産ハ基本財産及普通財産トシ左ノ区分ニ依ル

基本財産

- 一 特定ノ什寶有価証券及不動産
- 二 前号以外ノ財産中家主カ特ニ基本財産トシテ指定シタルモノ

普通財産

- 一 基本財産以外ノ財産

第二十九条 財産ハ財産台帳ニ登録シテ之ヲ明確ニスヘシ

第三十条 基本財産ハ総テ家督相続人ヲシテ之ヲ相続セシム

第三十一条 基本財産ハ売却譲与其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ許サス但シ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ評議員會ノ協賛ヲ經テ処分スルコトヲ得

第三十二条 会計年度ハ曆年ニ依ル

第三十三条 毎年度ノ収入及支出ハ予算ヲ以テ之ヲ定ム

予算ハ評議員會ノ協賛ヲ經テ之ヲ決定ス

第三十四条 毎年度ノ収支決算ハ翌年評議員會ノ承認ヲ經テ之ヲ確定ス

第九章 評議員會

第三十五条 家事ニ関スル重要事項ヲ審議スル為評議員會ヲ置ク

第三十六条 評議員會ハ家憲其ノ他家憲ニ基キ定メタル規定ニ明文アル場合ヲ除クノ外左ノ事項ニ付家主ノ諮問ニ應ジ審議ス

- 一 基本財産ニ関スル事項
- 二 基本財産以外ノ不動産及有価証券其他重要ナル財産ニ関スル権利ノ得喪及義務ノ負担ニ関スル事項
- 三 贈与又ハ寄付行為ニ関スル事項

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (1) (廣山謙介)

四 家憲ノ執行其ノ他家務ニ関スル重要ナル規定ノ制定及其ノ改廃ニ関スル事項

五 前各号ノ外家主ニ於テ特ニ必要ト認メタル事項

第三十七条 評議員會ハ評議員三名以上七名以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十八条 評議員ハ左ノ区分ニ依リ家主之ヲ囑託ス但最初ニ評議員ヲ囑託スル場合ニハ理事ニ諮問スルコトヲ要ス

一 成年以上ノ男子タル分家戸主 二名以内

二 當家ニ特別ノ縁故アル三十歳以上ノ男子 三名以上五名以内

評議員ヲ囑託シ又ハ其ノ囑託ヲ解ク場合ニ於テハ家主ハ評議員會ノ協賛ヲ經ヘシ

第三十九条 評議員會ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 家職

第四十条 家政ヲ掌理スル為左ノ職員ヲ置ク

理事 一名

監事 一名

執事 一名

主事 若干名

書記 若干名

第四十一条 理事ハ重役トス家政全般ニ付家主輔佐ノ責ニ任ス

理事ハ部下職員ヲ監督ス

第四十二条 監事ハ重役トス理事ヲ輔ケ家政ヲ整理シ理事事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

監事ハ奥向ノ事務ヲ監理ス

第四十三条 執事ハ家令トス家主ニ専属シテ機密ニ属スル事務ヲ掌ル但特ニ他ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

執事ハ奥向ノ事務ヲ主管ス

- 第四十四条 主事ハ家扶トス家主及重役ノ命ヲ承ケ庶般ノ事務ヲ分掌ス
- 第四十五条 書記ハ家従トス庶務ニ従事ス但シ特ニ他ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
- 第四十六条 理事及監事ハ家主評議員會ニ諮問シテ之ヲ囑託ス其ノ囑託ヲ解ク場合亦同シ
- 第四十七条 執事ハ家主重役ニ諮問シ又ハ重役ノ上申ニ依リ評議員會ノ協賛ヲ經テ之ヲ任免ス
- 第四十八条 主事及書記ハ家主重役ニ諮問シ又ハ重役ノ上申ニ依リ之ヲ任免ス
- 第四十九条 家務ノ都合ニ依リ必要ト認メタルトキハ家職ニ休職ヲ命スルコトヲ得
- 但シ重役及執事ニ在リテハ評議員會ニ諮問シ主事及書記ニ在リテハ重役ニ諮問シ又ハ重役ノ上申ニ依ルコトヲ要ス
- 休職者ニハ家務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復職ヲ命スルコトヲ得但前項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第五十条 休職ノ期間ハ重役ニ付テハ滿二年執事主事及書記ニ付テハ滿一年トス但シ特別ノ事情アルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 休職滿期ニ至リタルトキハ當然退職ス
- 補則
- 第五十一条 家務ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五十二条 此ノ家憲制定ノ際基本財産及普通財産ノ区分ハ評議員會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム
- 第五十三条 此ノ家憲施行ノ際現ニ手代ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ書記ニ任セラレタルモノトス
- 第五十四条 将来此ノ家憲ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルトキハ家主ハ評議員會ノ議ニ付シ其ノ総員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (1) (廣山謙介)

家主未成年又ハ禁治産者準禁治産者ナルトキハ家憲ヲ改正シ又ハ増補スルコトヲ得ス

第五十五条 家主ハ家督相続ヲ為シタルトキハ祖宗ノ靈前ニ於テ此ノ家憲ヲ遵守スヘキコトヲ誓ヒ且誓約書ニ署名スヘシ

第五十六条 家主ハ家族ノ満十五歳ニ達シタルトキ又ハ満十五歳以上ニシテ新ニ家族ト為リタル者アリタルトキハ之ニ家憲ヲ示シ且意ヲ加ヘテ誨告シ以テ夙夜佩服スル所アラシムヘシ

第五十七条 此ノ家憲ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス明治三十一年十二月一日制定ノ鴻池憲法ハ此ノ家憲施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

前文では、この家憲が明治32年家憲の改正条項に基づいて大正14年に改正起案がおこなわれたことが示されている。

第1章総則では、家産が永世に伝えられるべき祖先の恵沢であり、それを守るのが子孫の義務であると宣言され、江戸時代以来、家訓などで常に示されてきた「家業はゴーイングコンサーンである」との考え方が大正期家憲においても確認されている。

第2章家主では、まず第7条で権限の執行は家憲の定めるところによるとして家主の家政執行上の権限に関する規定が定められ、代理人への囑託(第8条)や隠居の条件(第9条)が示される。その上で、評議員会の協賛が無ければ婚姻・養子縁組・分家・廃絶家再興・他家相続・他家家族となることなどはできないとされる。これは家主の恣意的な家主権の行使を総則でしめされた家産の永続という目的から制限しようとするものである。

第3章家督相続は鴻池善右衛門家当主の継承方法に関する規定であり、その決定があった場合は、速やかに祖先の廟霊に報告するとされ、ここにも江戸時代以来の慣例が踏襲されている。

第4章家族では家主による家族の権利の制限が定められている。家族形成に関わる行為、就学行為、住所移転、外国旅行、公私の職への就任、営利会

社の株式所有・取締役などへの就任，財産に関する法律行為，訴訟行為，贈与・寄付行為などに対する家主の認許はさらに評議員会の協賛を必要とするとして、家主の家族を通じての恣意的な経済行為に対する評議員会による歯止めがおこなわれている。

第5章は親権者などに関する規定である。

第6章は婚姻養子縁組などに関する規定である。ここでは家主や家督相続人の配偶者は華族より選ぶのを原則とすると定められ、この決定には評議員会の協賛と親族及び宗族の協議が必要であるとされる。

第7章は墳墓に関する規定である。ここでは、従来の鴻池善右衛門家の菩提寺である顕孝庵内に墳墓を置くことを原則とするものの、家族の墓地は便宜によって他の場所においてもよいとされ、宗教的制限の緩和が示されている。

第8章は財務に関する規定である。

財産は基本財産と普通財産の2種に区分され、基本財産は売却・譲与などを禁止された家督相続人によって継承されていくべき財産であり、それは特定の什器・有価証券・不動産から主に構成された(第28条)。これら2種の財産は財産台帳に登録され、それは歴年の会計年度の中で予算編成、収支決算が評議員会の協賛と承認のもとで管理運営されるとされた。

第9章は評議員会に関する規定である。評議員会は家事に関する最高の議決・諮問機関として成人男子の分家戸主(2名以内)、鴻池善右衛門家に縁故のある30歳以上の男子(3名以上5名以内)から3名以上7名以下の人員を選んで構成されるものとして設置された。ここでは主に基本財産に関する事項、基本財産以外の重要な財産に関する権利・義務に関する事項、贈与・寄付に関する事項、家憲の執行上で必要な規定の制定改廃に関する事項などに付いて審議された。なお、この評議員会に関する規定は別に定められたが、現在までのところその史料は発見されていない。

第10章は家職に関する規定である。理事・監事を頂点とする事務組織の構

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (1) (廣山謙介)

成が示されている。

補則では家務に関する規定(次号参照)を別に定めることや、家憲改正手続きなどについて規定されている。特に改正手続きに関しては家主の発議と評議員会の総員の賛成が必要であるとされ、家憲全体の家主による恣意的な改廃に関して一定の歯止めがかかることになっていた。

この家憲が制定されようとした大正期は鴻池事業経営にとっては一つの転期であった。大正8年(1819)には鴻池銀行が資本金1000万円の株式会社となり、従来の最高経営者であった原田二郎は企業内部の反発が強まった結果、鴻池を退職した。銀行経営は日本銀行から迎え入れた加藤晴比古が、家には野々村政也が入り、家政の運営も事業経営も新たな展開を迎えた。さらに、翌9年6月には10代善右衛門幸富が没し、11年には旧来の同族であり老分であった芦田順三郎や井上馨の後の鴻池監督であった大隈重信が没するなど江戸時代からの慣行の継承や家政管理の委譲の在り方にも一定の変化が生じた。

大正10年4月6日には鴻池合名会社が設立され、鴻池銀行の筆頭株主となるとともに鴻池新田の管理、銀行以外の有価証券類の所有管理をおこなうことになった。「鴻池合名会社創立趣意書」によると、この合名の設立は家に属する財産の大部分を提供し、その一部を諸子に分与して家主および諸子を社員として組織するものであって、家産の分散防止、資産家の立場の防衛、税制上の所得税額の軽減などを目的としていた。この合名本社を置いた鴻池ビルディングも大正14年には落成した。さらに大正15年には摂津信託を買収増資し鴻池信託株式会社とし善右衛門幸方が社長に就任したのをはじめ鴻池新田耕地整理事業も完成した。

このように事業経営、出資金管理、家産管理などに一定の変化が生じてきた時期に起案されたのがこの大正期家憲(草案)であった。次にこの家憲を受けて制定された家務規則をみることにしよう。(以下次号)